

平成 25 年 9 月 12 日

新潟市子ども・子育て会議
会長 森 正司 様

新潟市私立幼稚園協会
会 長 丸山 和幸

「子ども・子育て新制度」に対する意見・質問書

標記の件について以下により意見・質問をいたします。

1. 市の政策について

- ・国の示す「子ども・子育て新制度」には「保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」という点が明記されている。今回の「新潟市子ども・子育て会議」において「質の高い幼児期の学校教育の提供」という観点からは十分な議論がされていない。新制度開始にあたり、新潟市としてどのような教育的な政策やビジョンがあるのか、この会でも議論すべきである。

2. 運営・給付について

- ・施設型給付の額を早く掲示して欲しい。また、どのように算出するか、経費のいずれが施設型給付として取り扱われるのか示して欲しい。
- ・スクールバス、給食費の徴収についてはどうなるのか。
- ・現在、新潟市より出されている「すこやか補助金」は今後どうなるのか。
- ・園によっては、体育教育や英語教育の課外教室を在園児ないし地域または卒園児に実施しているところがあるが、課外教室の運営は従来通り可能か。

3. 新潟市子ども子育て会議委員構成について

- ・公募委員の選出について、主婦の方が3名いらっしゃったが、そのすべてがワーキングマザーであったが、働く母親だけでなく、専業主婦の方の意見も同じように傾聴する必要があるのではないか。母親が働くことを支援するだけの制度ではなく、子どもの教育の質の向上を中心に進めてもらいたい。

4. 新制度移行後の所管について

- ・この子ども子育て支援制度が開始された後は、どの所管になるのか。一体化も目的のひとつであるなら、行政の中でも認定こども園、幼稚園、保育園の所管が同じ部署の管轄になるのか。
- ・施設型給付を受けない幼稚園を選択した場合、所管が県と市、給付があるなしで区別されることはないか。(全ての子どもたちに等しく支援されるべきではないか)

5. 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査票について

- ・別紙 1 参照

P8	15-2	(1)、(2) 回答欄にある □□時間台(□□時台～□□時台)	例えば延長保育前の17:55の人も、17:05の人も同じ17時台になるが、詳しい記入の仕方が必要なのでは？
P9	15-5	1.(子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で) 利用する必要がない	→()カッコの文面必要？
P10	16	回答欄	?書いてある内容についてあまり理解していない。
P10	16	回答欄	理由を記入する欄があるほうがいいのか？ ※本当は幼稚園に入れたいけれど、色々な理由で入れられない等の実態がわかってくるのでは。
P11		上段タイトル:宛名のお子さんの地域の支援事業の利用状況についておかがいます。	→文章に「の」が多い。
P11	17	回答欄	支援センター等には保育園や幼稚園に入園できない子どもたちが多く利用している所だと思うので、「以前利用していた」という方も多いのではないかと？ そういった選択肢はなくてもよいのか？
P11	18	回答欄	地域子育て支援拠点事業への具体的な希望の欄を加えて欲しい。 (例えば、日曜、祝日に利用できる施設を増やして欲しい等)
P12	20-1 21-1	回答欄4.息抜きのため //	この回答は選びづらい。P15のように「リフレッシュ目的」等の言葉がよい。
P13	22	3行目:この1年間に・・・通常の事業が利用できなかった・・・	この1年間に・・・普通利用している教育・保育事業が利用できなかった・・・ ※問22-1に書いてあるのと同じ文章にしたほうがわかり易いのでは？
P13	22-1	2行目:この1年間に行った対処法はどれになりますか。	→1年間というくりが長く、正確に思い出せない、きびしい。 休む場合、どう対処するか？という問いに、頻度の高いものから1.1.3と数字を入れていくのはどうか？
P13	22-1	回答欄:8.仕方なく子どもだけで留守番をさせた	→「仕方なく」という言い方が少し気になる。

P13	22-2	回答欄1.できれば病院・病後児保育施設を利用したい⇒□□日	→日数？ 回答欄は「毎回」・「半分程度」・「都合がつかない場合のみ」等具体的なものに○をつける方が答えやすい。
P14	22-5	問22-1で「3.~9」のいずれかに○をつけた方にうかがいます。	→・・・「1.2」以外に○をつけた・・・とした方が次の文章につながり易い。
P15	23 24	2行目:就労の目的で不定期に・・・ 1行目:不定期の就労等の目的で・・・	就労等が理由で不定期に・・・ に変える。 就労等が目的で・・・ に変える。
P16	24-1	2行目:問24の目的で・・・	問24の理由で・・・ に変える。
P17	26 27	回答欄下※1:児童館で行う放課後児童クラブを利用している・・・ "	児童館で行う放課後児童クラブを利用したい・・・ ※将来の事について聞いているので
P18	28 29	(1)、(2)回答欄3.利用する必要はない "	質問で利用希望はありますかと聞いているので、「希望しない」の方がよいのでは？

子ども子育て支援新制度における私立幼稚園としての課題等

※参考資料1

○子ども・子育て支援新制度の導入に伴う変化(主なもの)

- (1) 現在、幼稚園・保育所でバラバラな財政措置が、今回の「施設型給付」が創設されたことにより、幼保間共通の給付制度がスタートする
- (2) 財政措置とそれに伴う指導監督の実施主体が住民に身近な市町村になる。
- (3) 社会全体による費用負担として、幼児教育・保育の質の向上、量の拡充に対して一定の消費税財源等が充当される。
- (4) 幼保連携型認定こども園は、幼稚園認可・保育所認可の二つの認可を廃し、認定こども園単一の認可になる。

類型	認定こども園(新幼保連携型)	認定こども園(幼稚園型)	幼稚園(施設型給付を受ける)	幼稚園(施設型給付を受けない)
給付	施設型給付	施設型給付	施設型給付	私学助成金
開所時間 開所日数	○ 1年の開園日数及び1日の開園時間は就労状況等地域の実情に応じて定める。 ○ 満3歳以上の短時間利用児・長時間利用児の共通利用時間は4時間程度。 ○ 保育に欠ける子どもに対する保育時間は保育所の基準と同じ。		○ 1日の教育課程に係る教育時間は4時間を標準。 ○ 毎学年の教育週数は39週を下らない。 ○ 学期の区分・長期休業日あり。	
認定	1号認定・2号認定(長時間・短時間) ・3号認定((長時間・短時間)	1号認定・2号認定(長時間・短時間)		認定に関わらず受け入れ (現行と同じ)
事業展開 イメージ	○ 保護者の就労などの家庭状況にかかわらず、広く地域の子どもに対し、初めて出会う学校教育の機会を保障するとともに、地域における教育に対する認識を高める。 ○ 3歳未満児の保育を含め、教育課程の時間以外も継続的に、幼保連携型認定こども園の教育・保育の内容の基準にのっとり教育・保育を提供し、地域社会の要請に応える。 ○ 関係法令の遵守はもとより、公の性質を自覚し、あわせて私立学校としての建学の精神に基づき、絶えず質の高い特色ある教育・保育を追求する。 ○ 家庭・地域の連携の中心となって、親子交流の場の提供、相談援助等の子育て支援事業に取り組み、地域の子どもの生活を豊かにし、家庭の教育力を向上する。	○ 保護者の就労などの家庭状況にかかわらず、広く地域の子どもに対し、初めて出会う学校教育の機会を保障するとともに、地域における教育に対する認識を高める。 ○ 教育課程の時間以外も継続的に、幼稚園教育要領にのっとり教育活動としての預かり保育を提供し、地域社会の要請に応える。 ○ 家庭・地域の連携の中心となって、親子交流の場の提供、相談援助等の子育て支援事業に取り組み、地域の子どもの生活を豊かにし、家庭の教育力を向上する。	○ 建学の精神に基づく特色ある教育の提供に重点を置き、広く地域の子どもに対し、初めて出会う学校教育の機会を保障するとともに、地域における教育に対する認識を高める。 ○ 市町村子ども・子育て支援事業計画の下で、地域における幼児教育の専門機関として地域の教育の利用ニーズに応える。 ○ 家庭・地域の連携の中心となって、教育相談・情報提供、未就園親子の登園事業など親子交流の場の提供等の子育て支援活動の充実努める。	○ 建学の精神に基づく特色ある教育の提供に重点を置き、広く地域の子どもに対し、初めて出会う学校教育の機会を保障するとともに、地域における教育に対する認識を高める。 ○ 家庭・地域の連携の中心となって、教育相談・情報提供、未就園親子の登園事業など親子交流の場の提供等の子育て支援活動の充実努める。
施設型給付について	・ 施設型給付の水準は、十分に学校かつ児童福祉施設としての経営の安定に資するレベルか。また、特に教育の観点から、園児の利用時間のほか、幼児教育を達成するために必要とする全ての時間を含んだものとなるか。 ・ 職員の資質向上のための研修が担保される内容となるか ・ 職員の処遇改善につながる給付内容となるか ・ 教育のみの子どもの施設型給付は、経過措置により「全国統一費用部分」と市町村が定める「地方単独費用部分」の合計額となるが、現行の私学助成の地方負担分(地方交付税により裁量で行う)については都道府県間で大きな格差がある中、施設型給付の地方単独費用部分が十分確保されるか。 ・ 幼保連携型認定こども園は、学校教育法第1条の幼稚園から教育基本法第6条の法律に定める学校となるが、幼保連携型認定こども園の設定する用品代、バス代などの実費徴収や良質な教育を行うための入園料、保育料などの上乗せ徴収の要件は幼稚園と同様か。 ・ 保育の必要性の有無について、保護者が市町村へ申請し認定を受けることとなるが、現在の幼稚園の利用者には、なじみのない手続きである。	・ 施設型給付の水準は、十分に認定こども園としての経営の安定に資するレベルか。また、特に教育の観点から、園児の利用時間のほか、幼児教育を達成するために必要とする全ての時間を含んだものとなるか。 ・ 職員の資質向上のための研修が担保される内容となるか ・ 職員の処遇改善につながる給付内容となるか ・ 教育のみの子どもの施設型給付は、経過措置により「全国統一費用部分」と市町村が定める「地方単独費用部分」の合計額となるが、現行の私学助成の地方負担分(地方交付税により裁量で行う)については都道府県間で大きな格差がある中、施設型給付の地方単独費用部分が十分確保されるか。 ・ 認定こども園の設定する用品代、バス代などの実費徴収や良質な教育を行うための入園料、保育料などの上乗せ徴収の要件は幼稚園と同様か。 ・ 保育の必要性の有無について、保護者が市町村へ申請し認定を受けることとなるが、現在の幼稚園の利用者には、なじみのない手続きである。 ・ 新制度では、現行の幼稚園型認定こども園に在籍する「保育を必要とする」幼児についても、施設型給付の対象となるとされているが、市町村が適切に保育の必要性を認定するか(認定こども園を構成する幼稚園や認可外保育施設に在籍していることが不利に働かないか)。	・ 満3歳児以上に対する標準的な教育時間に 応じた給付を受けることとなっているが、幼稚園単独で安定的・継続的な運営が可能な金額となるか。 ・ 教育のみの子どもの施設型給付は、経過措置により「全国統一費用部分」と市町村が定める「地方単独費用部分」の合計額となるが、現行の私学助成の地方負担分(地方交付税により裁量で行う)については都道府県間で大きな格差がある中、施設型給付の地方単独費用部分が十分確保されるか。 ・ 教育のみの利用であっても、施設型給付の対象となるために、保護者は保育の必要性の有無について市町村へ申請し認定を受けることが必要となる。	① 私学助成全般 ・ 経常費補助は実態として、人件費、諸経費の3分の1程度である。 ・ 毎年、予算折衝が必要で増減もあり、安定的でない。 ・ 都道府県の財政状況等により助成水準にばらつきがあり、全国一律ではない。 ② 私学助成(預かり保育補助) ・ 新制度の下では、施設型給付を受けない幼稚園は、従来の私学助成による「預かり保育」の補助を受けることが想定されているが、十分な額となるか。 ③ 就園奨励費 ・ 就園奨励事業を実施していない市町村があると同時に、国基準以下の金額で実施している市町村がある。 ④ その他 ・ 幼稚園の「2歳児受入れ」は制度的な裏付けもなく不安定。

<p>制度として</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園を母体として保育園認可を受けた幼保連携型認定こども園は、学校教育法第1条の幼稚園ではなく、教育基本法第6条の法律に定める学校となる(「幼稚園」の名称を用いることができる。) ・希望する幼稚園が新たな幼保連携型認定こども園に移行することを妨げられない仕組みとなるか? ・現行の幼保連携型認定こども園が、新たな支援制度への移行を望まず、「認定こども園+認可保育園」の状態に戻ることは制約なくできるか。また、その場合の具体的な手続きはどうか。 ・新幼保連携型認定こども園の設置規準は子どもの育ちに十分なものとなるのか。 ・用珍が移行する場合には、保育機能を発揮するために必要となる施設整備が大きな負担となる。(給食施設等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・希望する幼稚園が新たな幼稚園型認定こども園に移行するを妨げられない仕組みとなるのか。 ・幼稚園が移行する場合には、保育機能を発揮するために必要となる施設整備の整備が大きな負担となる。 		
<p>預かり・一時預かり事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育のみの子どもの「預かり保育」は、施設型給付の対象にならず、新制度では市町村の事業である「地域子ども・子育て支援事業」の「一時預かり事業」に位置付けると整理されているが、委託事業であるので幼保連携型認定こども園が委託を受けられるかどうか、また、その金額がどの程度となるかが不明。 ・「地域子ども・子育て支援事業」の「一時預かり事業」は市町村の委託事業とされているが、他の市町村から幼稚園に通う幼児に対する一時預かりについての財政措置が確実になされるか。 ・広域利用の実態等から市町村で地域子ども・子育て支援事業の「一時預かり事業」として円滑に実施できない場合に備えて、引き続き、私学助成による「預かり保育」の補助が重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育のみの子どもの「預かり保育」は、施設型給付の対象にならず、新制度では市町村の事業である「地域子ども・子育て支援事業」の「一時預かり事業」に位置付けると整理されているが、委託事業であるので幼保連携型認定こども園が委託を受けられるかどうか、また、その金額がどの程度となるかが不明。 ・「地域子ども・子育て支援事業」の「一時預かり事業」は市町村の委託事業とされているが、他の市町村から幼稚園に通う幼児に対する一時預かりについての財政措置が確実になされるか。 ・広域利用の実態等から市町村で地域子ども・子育て支援事業の「一時預かり事業」として円滑に実施できない場合に備えて、引き続き、私学助成による「預かり保育」の補助が重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育のみの子どもの「預かり保育」は、施設型給付の対象とならない。また、保育を必要とする子どもの「預かり保育」は、認定こども園でない幼稚園のままでは施設型給付の対象とならない。これらは、新制度では市町村の事業である「地域子ども・子育て支援事業」の「一時預かり事業」に位置付けると整理されているが、委託事業であるので幼稚園が委託を受けられるかどうか、また、その金額がどの程度となるかが不明。 ・「地域子ども・子育て支援事業」の「一時預かり事業」は市町村の委託事業とされているが、他の市町村から幼稚園に通う幼児に対する一時預かりについての財政措置が確実になされるか。 ・広域利用の実態等から市町村で地域子ども・子育て支援事業の「一時預かり事業」として円滑に実施できない場合に備えて、引き続き、私学助成による「預かり保育」の補助が重要。 	
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園の子育て支援として受け入れていた2歳児について、保育を必要とする子どもは施設型給付の対象となるが、保育を必要としない子どもは学校教育の対象でないため施設型給付の対象とならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園の子育て支援として受け入れていた2歳児について、保育を必要とする子どもは施設型給付の対象となるが、保育を必要としない子どもは学校教育の対象でないため施設型給付の対象とならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園で子育て支援として2歳児を受け入れている場合、幼稚園が認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)に移行すれば、保育を必要とする子どもは施設型給付の対象となるが、幼稚園のままでは、2歳児は学校教育の対象ではないため、保育の必要性の有無にかかわらず施設型給付の対象とならない。 	
<p>現行制度における課題</p>		<p>(1)「安心こども基金」 新支援制度への移行の間、「安心こども基金」の活用が必要であるが、現状では「安心こども基金」が十分に活用されているとは言い難い。 (理由) ① 保育所緊急整備のための「安心こども基金」はまず、既存保育所が使うものと市町村が考えている。 ② 幼稚園が保育所事業に参入することを拒絶している。 ③ 施設整備や運営費補助に対して、以後も市町村負担(交付税措置されている)が発生することを懸念している。 (2)認定こども園の認定を受けられない(理由) ① 市町村窓口で話を聞いてくれない(待機児童ゼロだと主張)。 ② 日頃、親密な関係にある保育団体が反対すると、保育行政を担当する市町村はウンと言えない。</p>		

新潟県における幼児教育充実のための事業

(1) 幼稚園における教育活動の充実

- ①幼稚園教育課程の理解推進についての研修会を実施しました。
- ②教育事務所の訪問指導や県立教育センターを中心にした各種研修により、道徳性の芽生えを培う指導方法の工夫改善に取り組みました。
- ③各種研修を行い、幼稚園教諭の資質向上を図りました。

(2) 幼稚園・保育所における子育て支援活動の推進

- ①預かり保育を実施する私立幼稚園に対し補助を行いました。
- ②子育て相談や親同士の交流を進める等の子育て支援事業を実施する私立幼稚園や保育園等に対し助成を行いました。

幼稚園等で実施する子育て支援活動が地域の実態や保護者の要望に沿ったものになるように努めました。

- ③異年齢・異世代交流を促進するため、実践事例の紹介など園の実態に合わせた取り組みを行いました。
- ④学校評価により、園と地域や保護者相互の理解を促進しました。

(3) 幼稚園・保育所と小学校の連携

- ①幼・保・小の連携が認定要件となっている認定こども園の認定を通じて連携を進めました。
- ②幼稚園・保育所と小学校との交流や連携を促進し、相互理解を深めて円滑な接続に努めました。
- ③「幼小連携」をテーマとする講演会による幼・保・小の合同研修会を開催しました。幼稚園教育研究集会に小学校教諭の参加を加え、幼・保・小による合同研修会を行いました。